

Ⅱ 人権教育推進プラン

< 学校教育編 >



(ノリウツギ)

人権教育推進プラン<学校教育編>は、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」（平成 20 年 3 月）の内容をふまえて記述されています。〔第三次とりまとめ〕から抜粋したり、または関連したりする内容については、そのページを記載してありますので、参考にしてください。

〔第三次とりまとめ〕は、文部科学省のホームページにも掲載されています。

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm

〔第三次とりまとめ〕補足資料（令和 3 年 3 月）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/128/report.htm

また、幼稚園・保育所等において人権教育の推進を図る際は、<学校教育編>を参考にしてください。

1

教育活動全体を通じた人権教育の推進



- 人権教育は、すべての教育の基本という理念に立ち、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動などの特質に応じて、教育活動全体を通じて計画的に推進されるものです。

◆ 教育活動全体を通じて人権教育を推進するための留意点

○人権教育の充実を目指した教育課程の改善・充実

- ・人権に関する知的理解や人権感覚を身につけることと、各教科等の指導とが有機的に連携することで、効果があがるように意識して取り組みます。

○人権尊重の視点に立った学級経営・学校経営

- ・自他のよさを認め合い、安心して過ごせる学級づくりを進めます。
- ・教職員は、児童生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接します。
- ・教職員の姿勢そのものが人権教育の重要な部分であることをあらためて確認し、「隠れたカリキュラム」の視点で日々の実践を見返します。
- ・いじめや暴力をはじめ、人を傷つけるような問題が起きたときは、学校全体として毅然とした対応をします。

○人権尊重の理念に立った生徒指導

- ・自己指導力の育成を目指した「積極的な生徒指導」の展開を図り、受容的・共感的な人間関係を形成するなどの取組を行い、いじめ・不登校の未然防止等を目指します。

【参考】「人権尊重の視点に立った学校づくり」（指導等の在り方編P11）

○人権が尊重される環境づくり

（安心して過ごせる学校・教室）

○人権が尊重される人間関係づくり

（互いのよさや可能性を認め合える仲間）

○人権が尊重される学習活動づくり

（一人一人が大切にされ、互いのよさや可能性を発揮できる授業）

生徒指導

人権が尊重される
人間関係づくり

学級経営等

人権が尊重される
学習活動づくり

★人権尊重の
視点に立った
学校づくり

人権が尊重される
環境づくり

教科等
指導

◎「人権尊重の視点に立った学校づくり」の図からは、次のような考えが読み取れます。

- ・教職員は、日々、人権尊重の視点に立って授業をし、学級経営をし、生徒指導をしている。
- ・学校の日常的な雰囲気や人間関係も含めて、学校教育全体を人権尊重の視点で見直し、改善していくことができる。

◆ 学校教育における人権教育の目標

[第三次とりまとめ] では、学校教育における人権教育の目標を次のように示しています。

児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、『自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること』ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにする。

人権教育の目標を達成するためには、人権に関する知的理解と人権感覚の育成を基盤として、人権が守られるように実践しようとする意識（人権意識）や意欲・態度を向上させ、実践的行動に結びつけることが求められます。その際に必要とされる資質・能力は、①知識的側面、②価値的・態度的側面、③技能的側面の3つの側面からとらえることができます。

具体的には、例えば、児童生徒の自尊感情を高めつつ、他人の立場に立てる想像力、コミュニケーション能力、人間関係を調整する能力などを総合的にバランスよく培うことが求められます。

これらの力や技能を培い、児童生徒の人権感覚を健全に育んでいくために、「学習活動づくり」や「人間関係づくり」と「環境づくり」とが一体となった、学校全体としての取組が望まれます。

【参考】 校種別の目標（例）

人権教育の目標を、発達段階をふまえて、校種別に示すと次のようになります。

幼稚園・保育所	遊びを中心とする生活の場で、身近な人々や自然とのかかわりを通して、生命の大切さや、友だちとの違いやそのよさに気づくとともに、自分を大切にし、他の人のことを思いやることのできるような態度を身につける。
小学校	人権の大切さや身近な人権問題についての基礎的内容を理解するとともに、生命の尊さや、自分の大切さや他の人の大切さに気づき、よりよい人間関係を築こうとする態度を身につける。
中学校	人権尊重の意義や様々な人権問題についての基礎的内容を理解するとともに、自分の大切さや他の人の大切さを認め合いながら、身近な人権問題を解決しようとする意欲と実践力を身につける。
高等学校	人権の概念や様々な人権課題についての知的認識を深めるとともに、これからの自分の生き方を見つめ、他者と共生を図りながら、人権尊重社会を実現しようとする意欲と実践力を身につける。
特別支援学校	障害の状態や発達段階に応じ、身体や生命を大切にし、自分の大切さや他の人の大切さを認め合いながら、協力し合って共に生きる社会を実現しようとする意欲と実践力を身につける。

【参考】 学校における人権教育の実践＝「日常指導」＋「間接的指導」＋「直接的指導」

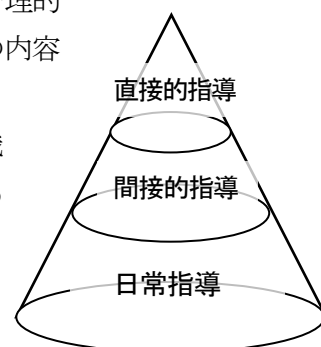
人権教育の実践の位置付けとして、「日常指導」「間接的指導」「直接的指導」が考えられます。

日常指導…児童生徒が学校で過ごす全ての時間において、お互いを大切にする指導を行う。

間接的指導…各教科等において、コミュニケーション能力、科学的・合理的なものの見方・考え方等を指導する。その際、各教科等の内容と人権教育の目標・内容との関連を意識する必要がある。

直接的指導…各教科等において、個別の人権課題等について理解と認識を深め、人間としての生き方を指導する。人権を尊重する社会を築こうとする意欲と態度の育成に留意する。

※ 人権教育の実践では、普遍的な視点からの日常指導、間接的指導に留まらず、個別的な視点からの直接的指導へとつながっていくことが大切になります。



2

人権教育を通じて育てたい力

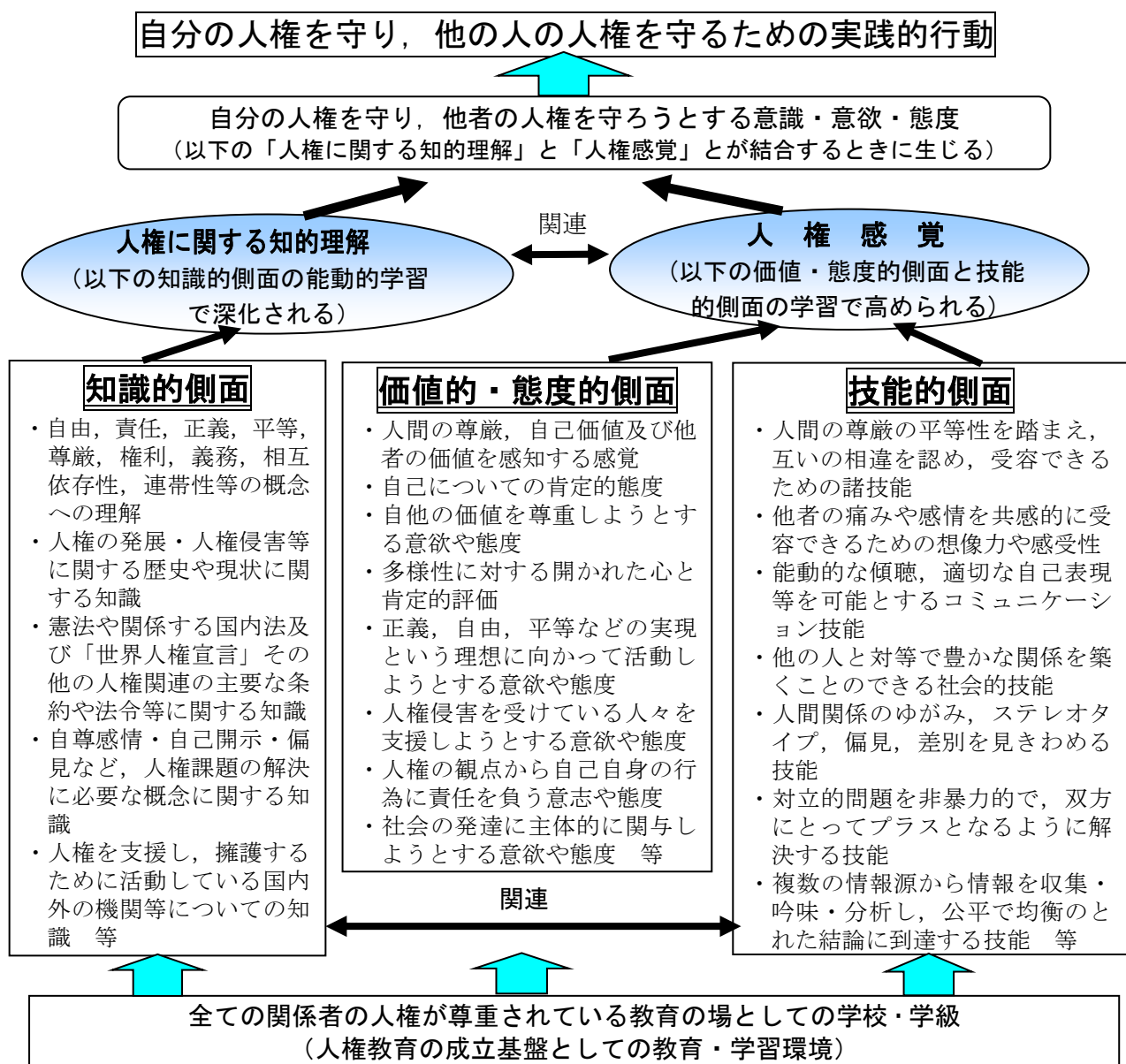


- 人権教育を通じて培われるべき資質・能力は、3つの側面（①知識的側面、②価値的・態度的側面及び③技能的側面）からとらえることができます。教育活動全体を通じて、この3つの側面を意識しながら人権教育を進めます。

- ①知識的側面…知的理解に深く関わる
- ②価値的・態度的側面…人権感覚が目覚めさせられ、高められることにつながる
- ③技能的側面…人権感覚を鋭敏にする

【参考】「人権教育を通じて育てたい資質・能力」

（指導等の在り方編P7）



◎上図は、児童生徒にどんな力をつけるかを検討するときにより資料となります。

◎「3つの側面」の捉え方については、国際的な人権教育の取組でつくられてきた知識・技能・態度の三本柱の理論が、[第三次とりまとめ]に明確に位置づけられていると考えられます。

人権教育を推進する基盤づくり —「隠れたカリキュラム」の視点—



- 教職員間、児童生徒間、教職員と児童生徒間の人間関係や、学校・学級の全体としての雰囲気などは、学校教育における人権教育の基盤をなすものといえます。この基盤づくりのために、キーワードとなるのが、「隠れたカリキュラム」(The Hidden Curriculum の訳語)です。

〔第三次とりまとめ〕では、「隠れたカリキュラム」とは、「教育する側が意図する・しないに関わらず、学校生活を営む中で、児童生徒自らが学び取っていく全ての事柄」を指し、「児童生徒の人権感覚の育成には、体系的に整備された正規の教育課程と並び、いわゆる『隠れたカリキュラム』が重要であるとの指摘がある」としています。(指導等の在り方編 P9)

◆ 「隠れたカリキュラム」の具体例

〔第三次とりまとめ〕では、『いじめ』を許さない態度を身につけるためには、『いじめはよくない』という知的理解だけでは不十分である。実際に『いじめ』を許さない雰囲気が浸透する学校・学級で生活することを通じて、児童生徒ははじめて『いじめ』を許さない態度を身につけることができるのである。だからこそ教職員一体となつての組織づくり、場の雰囲気づくりが重要である」(指導等の在り方編 P9) と述べています。

学級集団がいじめ・からかいを許容するような雰囲気をもっているといじめは起きやすく、「いじめは絶対に許さない」という集団の雰囲気があるといじめは起こりにくいことは、集団の同調行動として見られることです。教職員集団が、本気になっていじめをなくそうと一致団結して動いている姿勢を、児童生徒、保護者、地域に積極的に発信していくことが、いじめをなくす取組の第一歩です。

また、教職員が意図せずに教えている事柄の中で、教職員の言葉使い、日々のさりげない態度等が、児童生徒を安心させたり、その反対に、いじめ等を許す雰囲気や環境を作ったりすることになっていないかを見返すことが大切です。



参考資料：授業等で配慮したいポイント例 (実践編 P81 を参考に作成)

場 面	内 容	留 意 点
児童生徒の呼び名	子どもによって異なる呼び方が不公平感等を与えていないか。(「〇さん」, 「〇ちゃん」, 「〇〇」等)	・子ども一人一人に対するイメージやとらえ方が、呼称の違いに表れることがある。 ・一人一人に不公平感を感じさせない配慮が必要である。
席 替 え や グ ル ー プ 決 め	くじびき、名簿等で安易に決めたり、児童生徒にまかせきりにしていないか。	・座席やグループを決める際には、児童生徒の個々の事情(視力・聴力等の身体的な事情、心理面の状況を反映する友人関係等)に十分配慮する必要がある。 ・変更等を行う場合にもその判断を行うのは教職員である。

机間（個別）指導	机間指導の仕方に偏りはなかい。	・児童生徒の求めに応じてのみ机間指導を行うと指導の在り方に不均衡が生じてくる場合がある。 ・個別指導の記録をとり、意図的・計画的な机間指導が行えるようにする。
児童生徒の言動等に対する指摘	特定の児童生徒への改善点を指摘する際、他の児童生徒にも同様に求めているかい。 （「（今の発言が）聞こえましたか？」等）	・児童生徒の言動等への否定的な評価や改善点の指摘は、該当児童生徒に対するマイナスの価値観をクラス内に固定化してしまうことにもつながる。 ・このような評価・指摘は、原則として教員が自らの責任で行う。

参考資料：「S先生の落とし穴」

「隠れたカリキュラム」は、教科指導の中でも考えられます。「S先生の落とし穴」は、S先生が、熱心に優れた教科指導をしていながら、一方で、S先生が意図していないにもかかわらず、児童が、「発言できることがよいことで、できないことはだめ」と学び取ってしまった例です。

6年生の担任のS先生は、秋の授業研究会に向けて、日々の授業づくりにたいへん熱心です。授業教科は国語、表現力やコミュニケーション能力の向上をテーマに取り組んでいます。

学習指導案より（抜粋）

「コミュニケーション能力とは、聞き手に自分の思いや考えをはっきりと伝えたり、話し手の思いや考えを共感的に聞いたりして、互いの思いや考えを伝えあう力である。

自分の考えを持っていても、恥ずかしがって発言できなったり、発言しようと思わなかったりする子どもたちに、必要感のある学習や、考えずにはいられない学習課題を設定することで、どの子どもも発言できるようにしていきたい。



S先生はどの子どもも発言できるようにしたいと願って単元を構想していきました。しかし、「発言できる」という結果のみを求めたために、学級にはいつの間にか「発言できることがよいことで、できないことはよくないことだ」という空気が流れるようになってしまいました。発言に至るまでの過程を大事にしなければいけないにもかかわらず、結果を重視してしまったのです。

やがて学級には、「できないことはよくないことであり、改善しなければいけないこと」というルールが生まれていきました。できない人を見下すような視線や、できないことを中傷する言動にS先生が気づいたのは、しばらくたってからのことでした。教師のこのような姿勢が、いじめを生むことにつながってしまったのです。

（長野県教育委員会「集まってひとつの花」より）

できることはすばらしい。できないことは？
教師の立ち位置：結果だけでなく、過程を大事にする教師に

4

人権教育の具体的な進め方



- 人権教育の進め方について、人権教育担当者の役割で以下に示します。

人権教育担当者（人権教育主任）の主な役割（例）

◆ 全体計画・年間指導計画はポイントを絞って見直しましょう

- 学校教育目標をふまえて、全体計画・年間指導計画の見直しをします。
- 全体計画全てを書き換えるのではなく、「いじめを根絶させたい」「障がい者差別につながる言動をなくしたい」等、実態把握から見出した自校の課題や学校の願いを大切に、ポイントを絞って見直しを行い、全教職員の共通理解を図ります。（指導等の在り方編P17 実践編P7）

◆ 校内研修を充実させましょう

- まず、自分にとっての人権教育とは何か考えながら、自己研修を進めます。
- 研修の目的をはっきりさせて計画を立てます。（教職員の人権感覚、個別の人権課題等）
- 外部講師を招聘する方法もありますが、人権教育担当者がミニ研修会を行う方法もあります。
- 地域の人材や施設を活用して現地研修を行い、総合的な学習の時間の学習等へつなげていくことも考えられます。（指導等の在り方編P41 実践編P78 P83）

◆ 教育環境を整え、人権教育の日常化を図りましょう

- 児童生徒へのアンケートなどから教職員と児童生徒、教職員相互、児童生徒相互の言動、人間関係などの改善点を見出し、学校中に人権尊重の精神が浸透するよう、安全で安心感のある学校の雰囲気づくりを進めます。
- 校内掲示物や配付文書などが、すべての人の人権に配慮されたものであるよう全教職員に呼びかけます。（指導等の在り方編P9 P14 実践編P5）

◆ 人権教育の具体的な取組をできるところから始めましょう

- 教材を蓄積する、お互いに授業を見合う、集会活動、保護者・地域との合同研修等、できるところから始めます。
- 年間指導計画に沿って、教材の選定等について積極的に提案したり、資料提供したりします。
- 〔第三次とりまとめ〕のほかに、「同和問題学習展開案」（長野県教育委員会）等の参考資料の活用を進めます。
- 発達障がいのある児童生徒に配慮した学習指導等が、どの子にも安心感を与え、温かな学級づくりにつながることから、人権教育に加えて特別支援教育の視点からも学級経営・教科指導の見直しを行えるよう、特別支援教育コーディネーターと連携します。（指導等の在り方編P10 P25）

◆ 生徒指導とのつながりを大切にしましょう

- 生徒指導係等と協力して、いじめ防止や児童虐待の早期発見・対応等ができるよう校内の体制づくりや関係機関との連携を進めます。
- いじめの未然防止を目指し、児童生徒の自尊感情、コミュニケーション能力等の育成と集団づくりを進めるために、参加体験型の指導方法や構成的グループエンカウターの教材等について教職員に紹介します。
- 児童虐待、性的マイノリティ等への対応では、養護教諭とともに連携します。（指導等の在り方編P12）

5

全体計画の作成

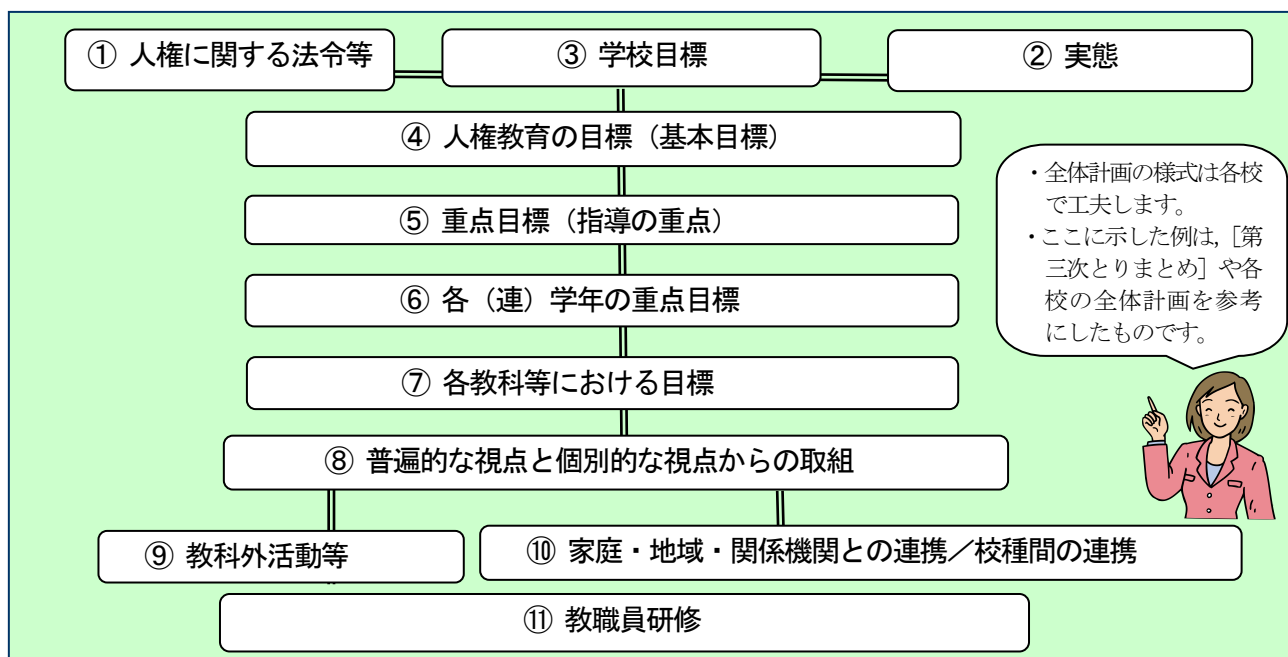


- 全体計画は校長のリーダーシップの下、人権教育担当者等でその見直しや策定方針の検討を行い、具体的な課題や学校の願いについて、校務分掌の代表や学年代表の理解を経て職員会議などで全職員の共通理解を経ていくことが大切です。全体計画はあくまでも実践のための見取り図です。エネルギーを注ぐのは計画の作成ではなく、子どもたちとの具体的な取組です。

全体計画の見直し等に当たっての留意点（例）

（指導等の在り方編P17 実践編P7）

項目例	留意点
①人権に関する法令等	○人権教育の根拠となる関連法規や教育施策の動向等を示します。（日本国憲法、児童の権利に関する条約、[第三次とりまとめ]、〇〇町人権基本方針等）
②実態（実践的課題）	○児童生徒の実態、家庭・地域の教育ニーズ、社会的要請、教職員の願いを踏まえ、肯定的な表現を入れながら示します。アンケートや学校評価も参考にします。 ○本校の課題は何か教職員が共通認識をもつことが大切です。
③学校目標	○人権教育との関わりのある言葉や内容を確認します。
④人権教育の目標（基本目標）	○学校教育目標との関連がわかるように設定します。
⑤重点目標（指導の重点）	○学校や地域等にある身近な課題への解決につながる内容にします。
⑥各（連）学年の重点目標	○児童生徒の発達段階に即したものにします。
⑦各教科等における目標	○各教科の協力を得て、人権教育に関する目標を記載します。 ○各教科における人権教育との関わりを考慮した学習活動を示すこともよいでしょう。
⑧普遍的な視点と個別的な視点からの取組	○自尊感情、コミュニケーション能力等の普遍的な視点からの取組と、様々な人権課題に関わる個別的な視点からの取組の両面から大切にしたい項目を記載します。 ○「[第三次とりまとめ] 実践編～個別的な人権課題に関する取組～」も参考にします。
⑨教科外活動等	○生徒指導、進路指導、教育相談等の取組を記載する。
⑩家庭・地域・関係機関との連携／校種間の連携	○家庭・地域への発信、地域との連携の視点、具体的な活動を記載する。 ○校区内の一貫した人権教育カリキュラム、交流学习について記載する。
⑪教職員研修	○重点的に取り上げたい課題等を踏まえて記載する。
点検・評価、見直し	○学校目標の具現化に向けた取組の点検・評価にあわせて、人権教育の取組についても点検・評価を行い、次年度における全体計画や年間指導計画の見直しにつなげます。



参考資料：人権教育全体計画の例（「第三次とりまとめ」実践編を参考に作成）（小学校）

- ・日本国憲法
- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- ・児童の権利に関する条約
- ・[第三次とりまとめ]
- ・学習指導要領
- ・長野県人権政策推進基本方針
- ・〇〇町人権教育基本方針

学校教育目標

一人一人を大切に生きて生きる力
をつけるとともに心身共に健康な
子どもを育成する。

実態

- ・友だちや自分を大切にできる。
- ・自己表現に自信をもてない。
- ・社会への関心が薄い。

人権教育の目標

- ・相手の立場に立って考え、身のまわりの人権問題に気づき、解決しようとする気持ちを育てる。
- ・自分の存在を大切にでき、自己表現ができる態度を育てる。

指導の重点

- ・人権に関する正しい理解を図るために、各教科、道徳科、特別活動、総合的な学習の時間などの連携により、人権教育を計画的に実施する。
- ・人権に関する児童の実態を正しく把握し、人権を尊重する気持ちを育て、人権問題を解決しようとする意欲と実践力を身につけさせる。

1・2学年目標

- ・だれとでも仲良くし、困っている友だちに力を貸すことができる。

3・4学年目標

- ・友だちと自分との違いを認め、お互いに支え合うことができる。

5・6学年目標

- ・自分の気持ちをしっかり表現し、一人一人の違いを認め合い、お互いに人権を尊重することができる。

各教科等における目標

国語	考えや気持ちを分かりやすい言葉で伝える力を身につける。
社会	基本的な人権や平和についての理解を深め、共に生きていくことの大切さを自覚できる。
算数	数学的に論理立てて物事を考える力を身につける。
理科	事実に基づき科学的思考ができる。
生活	具体的な活動や体験を通して、身近な人々や自然とのかかわりをもつ。
音楽	自分の思いや感情を歌や楽器演奏等で表現できる。
図工	自分の思いや考えを絵画等に表現できる。

家庭	家庭生活に関心をもち、家族の一員として協力しようとする。
体育	自分の健康の保持増進と体力向上に関心をもち実践しようとする。
道徳	人間の生き方を学習する中で、人権問題を解決しようとする。
外国語	外国語による聞くこと、話すことの言語活動を通してコミュニケーションを図る素地を育成する。
特別活動	望ましい集団活動を通して集団の一員としての自覚を深め、協力してよりよい生活を築こうとする。
総合的な学習の時間	地域の自然や人々とのふれあいを通して、自分や家族・地域社会を大切にしようとする。

普遍的な視点からのアプローチ

- 人権についての基礎的な学び
- ・自尊感情
- ・非攻撃的自己主張（アサーション）
- ・コミュニケーション能力

個別的な視点からのアプローチ

- 児童の実態に即した具体的な課題を様々な人権課題への学びへと発展させる
- 女性 日常的な生活や道徳・家庭科などの教科等での男女の協力と理解
- 子ども いじめ防止、子どもの権利の理解、異年齢交流を通しての支え合い
- 高齢者 高齢者との交流を通しての共感と尊敬
- 障がい者 体験・交流を通しての障がい者への理解
- 同和問題 歴史学習を導入とした同和問題についての理解
- 外国人 日本語指導教室との交流などを通じた文化や価値観の理解と尊重
- その他 様々な人権問題に対する理解、解決への実践力

他の教育活動との関連

- ・キャンプ・修学旅行などの集団活動、体験活動
- ・基本的生活習慣の確立などの生徒指導
- ・教育相談による様々な悩みを抱える生徒児童の早期発見

家庭・地域との連携

- ・PTA・地域への情報提供、合同の研修会
- ・福祉施設との連携

校種間の連携

- ・小1プロブレム、中1ギャップへの対応
- ・カリキュラムの見直し

教職員の研修

- ・子どもの実態の把握と共通理解
- ・研修会への積極的な参加
- ・参加体験型学習など指導方法の工夫

参考資料：自校の学校教育目標の具現化をめざす人権教育全体計画の例（中学校）



6

年間指導計画の充実



- 人権教育全体計画をさらに具体化し、児童生徒の発達段階に応じて「何を」「いつ」「どこで」「どのように」学習するかについて、学年別に年間指導計画の作成・見直しを行います。

今年度の年間指導計画を修正して次年度のものにする際には、自校の切実な課題・願いを大切に全体計画を見直した経過をふまえ、ポイントを絞って見直しを行います。

年間指導計画の作成の留意点（例）

（指導の在り方編P17 実践編P10）

- ① 学校や地域の実態をふまえ、児童生徒の発達段階に応じて、様々な人権課題の中から当該学年で扱う人権課題を絞ります。
- ② 各教科では、学習指導要領に示されている目標や内容から人権教育の目標と結びつく教育活動を見いだします。その際、自尊感情・他者理解・コミュニケーション能力等の育成などに関する普遍的な視点からの学習活動とともに、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題等の個別的な人権課題に関する内容を含む学習活動を設定します。
- ③ 道徳科については、内容項目として、「生命尊重」「公正・公平」など、人権尊重の精神と関わりの深い内容を設定します。
- ④ 総合的な学習の時間では、横断的・総合的な課題、児童生徒の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題などについて、人権教育と関連のあるものを位置づけます。
- ⑤ 特別活動では、望ましい集団生活を通して、よりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てます。学級活動では、生活上の諸問題の解決や望ましい人間関係の育成に重点を置きます。また、児童会・生徒会活動、クラブ活動、学校行事においても、学校生活の充実と発展に寄与する体験的な活動を設定します。
- ⑥ 福祉・ボランティア体験、自然体験活動、様々な人達との交流活動等を取り入れ、計画を示すようにします。その際には、児童生徒が自ら課題に気づき、人権課題に直面したときに「おかしい」「どうしてだろう」と疑問を感じたり、相手の心の痛みを自分の痛みとして感じたりすることができるよう、多様な教育活動の中で人権教育の視点からの工夫を行うことを念頭におくようにします。
- ⑦ 教科書が新しくなること等にあわせ、単元や教材の確認・見直しを順次行っていきます。

○ 普遍的な視点からの学習活動とともに、個別的な人権課題を年間指導計画についての学習活動を年間指導計画に位置づける必要があります。そのために、次のような配慮をします。

- ・ 様々な人権課題の中から、子どもの発達段階等に配慮しつつ、それぞれの学校の実情に応じて、より身近な課題、児童生徒が主体的に学習できる課題、児童生徒の心に響く課題を選び、時機を捉えて、効果的に学習を進めていくことが求められます。（実践編～個別的な人権課題に対する取組～P1）
- ・ 「[第三次とりまとめ] 実践編～個別的な人権課題に対する取組～」, 「長野県人権政策推進基本方針」とともに、各市町村で策定されている人権教育に関する基本方針等を参考にします。

○ 全教育活動における指導内容を示した人権教育年間指導計画（B小学校6学年の例）

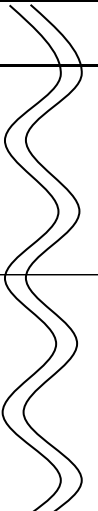
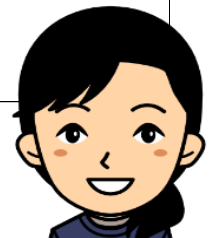
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
各教科・外国語活動	国語「カレーライス」：登場人物が様々な葛藤の末に理解し合っていく過程を読み取ることを通して、互いに理解するよさを感じ得る。	国語「学級討論会をしよう」：自分とは異なる意見や立場を認め、相手の立場に立って考えたり、相手の気持ちに配慮して自分の気持ちや考えを伝えることができる。	国語：「まちのよさを伝えるパンフレット」：人を大切にしているまちのよさを、施設面や人のつながりの面から気づくことができる。	国語：「伝統文化を楽しむ」：能や歌舞伎などが、民衆の中から生まれたものであることを知る。	国語「人権作文」：身近な人権問題について自分の考えをまとめる。	国語「平和のとりでを築く」：平和のとりでを築くとは具体的にどんなことなのか考える。		社会「民主主義による国家を目指して」：女性の参政権、中国残留孤児になった人たちのこと等について理解する。【女性】等		国語「自分をみつめ直して」：自分の経験等をもとに、自分の考えをまとめる。	国語「今、わたしは、ぼくは」：聞き手によく分かるように内容をまとめて話す。	
	理科：生きていくための身体の仕組みを調べ、生命を尊重しようとする態度を身につける。		家庭：1日の生活を振り返り、家族や回りの人たちに支えられていることを理解する。	社会：「厳しく差別されてきた人々」「医学を支えた人々」「洪染一揆」等：身分制度のもとで差別されていた人々の優れた技術、仕事、芸能が、社会や文化の発展を支えたことや、差別に抵抗したことを理解する。【同和問題】	社会：アイヌの人々の文化や明治政府の同化政策について知る。【アイヌの人々】	社会「演説する山田少年」：不当に差別されてきた人々が、自ら差別をなくす運動に立ち上がったことを理解する。【同和問題】	社会「これから日本を考えよう」：女性、高齢者、障害者、在日韓国・朝鮮人、ハンセン病患者、アイヌの人々等の人権について考える。【ハンセン病患者】等	社会「基本的人権の尊重」：識字学級で学ぶ人たちの願いから基本的人権について理解を深める。【同和問題】	社会「災害から人々を守る」：被災地での高齢者、障害者等の人たちへの支援について考える。【障害者】等	社会「日本とつながりの深い国々」：世界の人々と共に生きていく大切さについて考える。【外国人】		
(通年)	算数：論理立てて物事を考える力を身につける。	理科：事実に基づき科学的思考ができる。	家庭：男女の協力について理解を深めたり、家族の一員として協力しようとする気持ちが持てる。【女性】	音楽：音楽に対する感性を育て、豊かな情操を養う。	図工：自分の思いや考えを絵画等に表現できる。	体育：互いにルールを守り、協力しながら運動する経験を通して、協力、公正などの態度を身につける。	外国語：多文化共生の考え方やコミュニケーション能力の素地を身につける。【外国人】					
道徳	「電池が切れるまで」(生命尊重)：由貴奈さんの詩を読んだり、生き方にふれることにより、かけがえのない命の尊さについて考える。(わたしたちの道)	みわ子の日記(思いやり・親切)：資料を読み、みわ子さんの立場に立ち、どのように接し、どのように対処することが友だちのためになるのか考えようとする。(あけぼの)	「村人さえ無事なら」(協力・責任)：差別されてきた人々が、自分の仕事に責任と誇りをもち、社会に貢献した生き方に学ぶ。【同和問題】(あけぼの)	「私の道を」(公平・公正)：正義の実現に努めた高橋くら子のたくましい生き方から、正義の実現に努めることの大切さに気づくことができる【同和問題】(あけぼの)	「真新しい教科書」(公平・公正)：差別のない社会の実現のために教科書無償化に向けて立ち上がった親の気持ちや行為から学ぶ。【同和問題】(あけぼの)							
総合的な学習の時間		「地域にくらすお年よりと交流しよう」：地域に暮らす高齢者との継続的な交流活動を通して、高齢者の生き方に学び、共に豊かに生きる社会について考える。【高齢者】					「未来をみつめて」：様々な困難を乗り越えてきた当事者や支援者との出会いにより、その思いや生き方にふれ、自分の生き方を考える。					
特別活動・その他	学級活動「最高学年として」：学級目標や自分の目標を考える。	学級活動「修学旅行に向けて」：自分の行動に責任を持ち、集団やお世話になる人の立場に立って行動する。			運動会：協力し合って競技・演技をする。地域の高齢者、障害者を招待し、交流を深める。	音楽会：協力し合って、合唱・合奏を行う。		学級活動「わたしのおかねなのに」：差別を乗り越えようとする人たちのたくましい生き方にふれる。【同和問題】		「ケイタイ・インターネットの怖さ」：外部講師による情報モラルについての学習【インターネットによる人権侵害】	6年生を送る会・奉仕活動：在校生へ感謝の気持ちを伝える。	
	1年生を迎える会：協力して1年生を迎える。	学級活動「いじめのない学級に向けて」：いじめのない学級にするための話し合いや学習活動(SGE等)を行う。	あいさつ運動(児童会・PTA)：あいさつを通じ、人権教育の基底づくりをする。	なかよし旬間実施(児童会)	たてわり班の清掃	ユニセフ活動(児童会)：世界の問題に関心を広げながら、身近な取組をする。	学級活動「いじめのない学級に向けて」：いじめのない学級にするための話し合いや学習活動(SGE等)を行う。	なかよし月間実施(児童会・PTA)				
学級経営	人権教育の目標にかかわる学級目標の設定	Q-Uアンケート①の実施と分析				いじめ発見のためのアンケートの実施と分析	必要に応じて、Q-Uアンケート②の実施と分析					
	児童の人間関係の把握	家庭等の背景も含めた児童理解	教師が一人一人のよさを認める指導				児童の人間関係の把握	児童が相互にそれぞれのよさを認め合えることを目指した指導				

○ 題材のねらいと内容を示した人権教育年間指導計画

(C小学校6学年の例)

領 域		題 材 名	人権教育としてのねらい	資 料
教 科	国語	まちのよさを伝えるパンフレット	人を大切にしているまちのよさを、施設面や人のつながりの面から気づくことができる。	国語教科書
	社会	人々のくらしと身分～社会を支えてきた人々～	人々の生活の様子から、生活が制限されていたり、不当に差別が行われていたりしたことを理解する。一方、そのように不当に差別されてきた人々が、専門職に邁進し、学問や文化、及び歴史の発展に大いに貢献していた事実を理解する。	社会教科書 (医学を支えた人々) (渋染一揆)
		本当の平等を求めて～身分解放令が出される～	「すべての国民は平等」とうたわれながらも、実際は差別がまだ残されたことを理解するとともに、その不当性に気付くことができる。	(演説する山田少年) (アイヌの文化を守るために) 等
		光り輝く世の中に～水平社宣言～	不当に差別されてきた人々が、志を持って自ら全国水平社をつくり、部落差別をなくす運動に立ち上がったことを理解する。	
		これからの日本を考える	身の回りの残された様々な課題の一つ、人権問題について考え、不当な差別について、自分の考えをまとめる。 (女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題等)	
	図工	人権ポスター	人権に関して、感じたことや伝えたいことを色や形をもとに図案化してポスターに表す活動を通して、自分も他の人も大切な存在であるということがわかる。	
	保健	心の健康	自分の心の中の悩みや不安について考え合い、相談する大切さに気付くことができる。	保健体育教科書
総合的な学習の時間		デイサービスセンターとの交流	町内の社会福祉施設の人たちとの交流を通して、お年寄りへの偏った見方を改め、相手の立場に立って考え、行動することの大切さがわかる。	
		未来をみつめて	様々な困難を乗り越えてきた当事者や支援者との出会いにより、その思いや生き方にふれ、自分の生き方を考える。	
道 徳		電池が切れるまで	由貴奈さんの詩を読んだり、生き方にふれることにより、かけがえのない命の尊さについて考える。	わたしたちの道（6年）
		自分のここが好き	自分のよさを見つけることで、自尊感情を育む。	
		私の道を（公平・公正）	正義の実現に努めた高橋くら子のたくましい生き方から、正義の実現に努めることの大切さに気付くことができる。	あけぼの（高学年用）
		みわ子の日記（思いやり・親切）	資料を読み、みわ子さんの立場に立ち、どのように接し、どのように対処することが友だちのためになるのか考えようとする。	あけぼの（高学年用）
特別活動		最高学年としての自覚	最高学年としての自覚をもち、喜びを持って責任を果たそうという気持ちをもつ。	
		わたしとみんな、どちらも大切	身体的特徴、好み、文化などはあっていいちがいであり、人種、性別、生まれなどによる不平等は、あってはいけないうちがいであることに気づき、その解消に向けて、自分の考えや行動の見通しがもてる。	
		ともだち・探検	自分が友達のことをどれだけわかっているかを知り、個々の違いに気づき、お互いに認め合うことができる。	
		不当な差別	さまざまな不当な差別の存在と存続に気づき、この不当性について、憤りが持てる。	
		いじめをなくすために	友達からされてうれしかったこと、悲しかったことを振り返り、クラスからいじめをなくすためにどうすればいいか考える。	
		本当の友達	「自分にとって本当の友達とは？」を問い直し、よりよい人間関係を築いていこうとする態度を養う。	
		修学旅行に向けて	修学旅行の意義を理解し、主体的に行動するとともに、班・学級・学年の友達と助け合いながら活動しようとする気持ちをもつ。	
		卒業式に向けて	学校生活でお世話になった人たちへの感謝の気持ちを持つ。	
		特別支援学級との交流	みんなのできるスポーツ・ゲームなどの交流活動を通して、特別支援学級の友達のことを理解することができる。	
		解放子ども会との交流学习	社会教育指導員の先生から話を聞くことなどを通して、解放子ども会の活動や願いの理解を深め、差別をなくすために自分たちができることを考え、活動する。	

【中学校】年間指導計画を活用した，人権教育(2学年)年間指導計画(例)

学校の指導の重点		人権に関する生徒の実態を正しく把握し，人権を尊重する気持ちを育て，人権問題を解決しようとする実践力を身につける。			2学年の 重点人権課題	自分の気持ちを伝え，一人一人の違いを認め合い，お互いに人権を尊重することができる。		
月 内容		4月	5月	6月	7月	9月	10月	
特別活動	学校行事	(1) 始業式 (1) 入学式 (3) 避難訓練	(2) 芸術鑑賞教室 (3) 健康診断	(3) 安全教室 (3) 球技大会	(1) 終業式	(1) 始業式 (3) 避難訓練 (5) 職場体験学習	(3) 発育測定 (3) 体育祭	
	学級活動	(1) イ 清掃への取り組み (1) ア 学級目標を立てる (1) イ 委員・係の選出 (1) イ 班作り (2) エ 避難訓練	(3) ア 中間テストへの取り組み・反省 (2) エ 生活習慣の見直し	(2) ウ 性教育 ★生命尊重 ★自己理解と他者理解 (1) ウ 球技大会への取り組み・反省	(3) ア 期末テストへの取り組み・反省 (2) エ 喫煙防止指導 (2) エ 1学期の反省 (2) エ 夏休みの過ごし方と計画	(1) イ 班作り (2) エ 避難訓練 (3) イ 職場体験学習への取り組み・反省	(1) ウ 生徒総会の準備・役員選出 (3) ア 中間テストへの取り組み・反省 (2) エ 安全指導 (1) ウ 体育祭への取り組み・反省	
	生徒会活動	(2) 入学式 (2) 新入生を迎える会 (2) 部活動説明会 (1) 専門委員選出	(1) 生徒総会	(3) ユニセフ学習	(2) 総体壮行会			
	国語 「国語2」 光村	巻頭詩 見えないだけ 続けてみよう 1 広がる学びへ ★他者理解	1 広がる学びへ 2 多様な視点から	2 多様な視点から ★他者理解 ◎インターネットによる 人権侵害	3 言葉と向き合う ★アサーション ★自尊感情	4 人間のきずな ★生命尊重 ★自己理解と他者理解 ★豊かな人間性		全教育活動を通して人権教育に取り組むことができないか係で話し合いました。 そこで、今ある各教科や領域の年間指導計画を活用できないか検討してみました。 特に意識したことは、人権教育の視点をもって各教科や領域の学習活動に取り組めるように、普遍的な視点(★)，個別的な視点(◎)を記したことです。 また、実際に取り組む中で加除修正ができるように、学年室や教科研究室，職員室に掲示をして，来年度にもいかせるようにしました。  C中学校 人権教育主任S先生
	社会(地理) 「新しい社会 地理」 東書			3 日本のさまざまな地域	3 日本のさまざまな地域	3 日本のさまざまな地域		
	社会(歴史) 「新しい社会 歴史」 東書	4 近世の日本 〈導入〉 ★法の下の平等 4 近世の日本 ①ヨーロッパ人との出会いと全国統一	4 近世の日本 ②江戸幕府の成立と対外政策 ◎同和問題	4 近世の日本 ③産業の発達と幕府政治の動き ◎アイヌの人々				
	数学 「未来へひろがる数学 2」 啓林館	1 式の計算 ★アサーション	1 式の計算 〉 2 連立方程式 ★他者理解	2 連立方程式 3 一次関数	3 一次関数	3 一次関数	4 図形の調べ方 ★コミュニケーション能力	
	理科 「新しい科学 2」 東書	1 化学変化と原子・分子	1 化学変化と原子・分子	2 生物のからだのつくりとはたらき ★生命尊重	2 生物のからだのつくりとはたらき	2 生物のからだのつくりとはたらき ★自己理解と他者理解	3 天気とその変化 ①気象の観測	
	音楽 「中学生の音楽 2・3上」 教芸	[歌唱] 夢の世界を ★豊かな人間性	[創作] Let's Create!	[器楽] 千の風になって [鑑賞] 交響曲第5番 ハ短調	[歌唱] 荒城の月 (共通教材) [歌唱] サンタ ルチア	[歌唱] 夏の日 の贈りもの [歌唱] Joyful Joyful	〈生活や社会の中の音楽〉 ★豊かな人間性	

教科	美術 「美術2・3上 学びの実感と 広がり」 日文	〈オリエンテーション〉 [表現/鑑賞] 視点の冒険 ★豊かな人間性	[表現/鑑賞] 視点の冒険 [表現/鑑賞] つくって 使って味わう工芸	[表現/鑑賞] つくって 使って味わう工芸 [鑑賞] 手から手へ受け 継ぐ	〈学びを支える資料・鑑 賞〉 日本美術と世界の 美術の歩み ◎外国人	[デザインや工芸な ど][表現/鑑賞] ジジジ チカピカ ポップポップ		
	保健体育 「中学保健体 育」 学研	〈体育編〉2 スポーツ の意義や効果と学び方や 安全な行い方	〈保健編〉3 健康な生 活と病気の予防 ★生命尊重	〈保健編〉3 健康な生 活と病気の予防 ◎HIV感染者				
	技術・家庭(技 術分野) 「新しい技術・家 庭 技術分野 未 来を創る Technology」 東書	2 生物育成の技術	2 生物育成の技術 ★社会規範	2 生物育成の技術	2 生物育成の技術	3 エネルギー変換の技 術		3 エネルギー変換の技 術
	技術・家庭(家 庭分野) 「新しい技術・家 庭 家庭分野 自 立と共生を目指 して」 東書	2 私たちの衣生活 ★自己理解と他者理解	2 私たちの衣生活	2 私たちの衣生活	2 私たちの衣生活 ★権利と責任	2 私たちの衣生活		3 私たちの住生活 ★人間尊重の理念
	英語 「NEW CROWN English Series 2」 三省堂	〈Starter〉 This Manth’s Books ◎外国人 ★コミュニケーション能 力	1 Peter Rabbit 2 My Dream ★自尊感情	2 My Dream 3 Every Drop Counts	3 Every Drop Counts ★権利と責任	4 Uluru ★社会規範		〈GET Plus 4〉
								
道徳 「きみがいちばんひかると き」		1 道徳の授業を始めよう！ 2 テニス部の危機 C (15) よりよい学校生活， 集団生活の充実 3 カラカラカラ A (1) 自主，自律，自由と責任 ★社会規範	4 ジコチュウ B (9) 相互理解，寛容 ★人間関係調整能力 5 松葉づえ B (8) 友情，信頼 ★豊かな人間性 6 消防団 C (12) 社会参画，公共の精神	7 明日，みんなで着よう C (11) 公正，公平，社会正義 8 命が生まれるそのときに D (19) 生命の尊さ ★生命尊重 9 許せないよね A (1) 自主，自律，自由と責任 ◎インターネットによる人権侵害	1 0 あと一歩だけ，前に D (22) よりよく生きる喜び ★自尊感情 1 1 異なり記念日 C (14) 家族愛，家庭生活の充実 ◎障がい者	1 2 夢中になるのは悪いこと？ A (2) 節度，節制 1 3 秀さんの心 B (7) 礼儀 ★コミュニケーション能力 1 4 段ボールベッドへの思い C (13) 勤労	1 5 一枚の布から C (17) 我が国の伝統と文化の尊重， 国を愛する態度 1 6 私の町 C (16) 郷土の伝統と文化の尊重， 郷土を愛する態度 1 7 スカイツリーにかけた夢 A (5) 真理の探究，創造 1 8 民主主義と多数決の近くて遠い関係 C (10) 遵法精神，公德 平和学習【満蒙開拓団について】 ★人権尊重の理念	
総合的な学習の時間		職業調べ【地域の課題】	進路学習 農業体験	職場体験事前学習 ◎子ども，高齢者 ★社会規範，自己理解	職場体験 ◎子ども，高齢者 ★社会規範，コミュニケーション能力	職場体験まとめ ◎子ども，高齢者 ★自尊感情，豊かな人間性		
地域・家庭との連携				高齢者施設，保育所との連携	高齢者施設，保育所との連携	高齢者施設，保育所との連携		

★・・・人権一般の普遍的な視点
自尊感情，社会規範，人間関係調整力，生命尊重，アサーション，豊かな人間性，権利と責任，コミュニケーション能力，道徳性，自己理解と他者理解，法の下
の平等，人権尊重の理念 等

「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」より

◎・・・人権課題に即した個別的な視点
女性，子ども，高齢者，障がい者，同和問題，アイヌの人々，外国人，HIV感染者・ハンセン病元患者等，刑を終えて出所した人，犯罪被害者等，インターネットによる人権侵害，北朝鮮当局による拉致被害者等，その他



- 自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度の育成を促進するためには、「児童生徒が自ら主体的に、しかも学級の他の児童生徒たちとともに学習活動に「参加」し、「協力」的に活動し、「体験」することを通してはじめて身につくと言えます。

児童生徒の「協力」、「参加」、「体験」を中核に置きながら、児童生徒が自分で「感じ、考え、行動する」主体的、実践的な学習が必要です。

◆ 「協力的な学習」、「参加的な学習」、「体験的な学習」の学習形態の特徴

- ①「協力的な学習」：児童生徒が自分自身と学級集団の全員にとって有益となるような結果を求めて、協力しつつ共同で進める学習です。
- ②「参加的な学習」：学習の課題の発見や学習の内容の選択等も含め、児童生徒が主体的に参加することを基本的要素とする学習です。
- ③「体験的な学習」：具体的な活動や体験を通して、問題を発見したり、その解決方法を探求したりするなど、生活上必要な習慣や技能を身につける学習です。（指導等の在り方編P28）



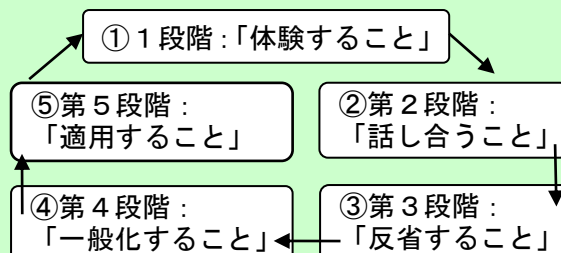
◆ 「体験的な学習」に関して

体験的な学習は、「参加体験型学習」の名で広く取り組まれてきましたが、特に人権感覚育成の観点から、体験的な学習の本質に関する理解を深めておくことが求められています。

○体験的な学習は、「体験すること」自体が目的ではなく、いくつかの段階からなる学習サイクルの中に位置づくものです。

○個々の学習者の体験をはじめとして、他の学習者との協同作業としての「話し合い」、「反省」、「現実生活と関連させた思考」の段階を経て、「自己の行動や態度への適用」へと進んでいくと考えられます。（これらの段階は、いつでも明確であるわけではなく、同じ順で進むとは限りません。）

参考：「体験的な学習」に関する学習サイクル (指導等の在り方編P28)



参考資料：参加体験型学習の進め方（例）

- ①アイスブレイキング：ファシリテーターは、これから始まる参加体験型学習のねらいを説明したり、アイスブレイキングを行って、学習者の緊張をほぐし、主体的に参加できる雰囲気づくりをしたりします。
- ②アクティビティ：明確な目的意識のもとに考案された学習活動です。ロールプレイング、シミュレーション、ドラマなど、多種・多様な手法が用いられます。
- ③話し合い：アクティビティでの気づきなどをグループで話し合います。互いの気づきや考えを表現し、共有しながら学習内容を深めます。
- ④発表：グループごとに発表します。ファシリテーターはそれらを整理したり、発表内容に対する意見を求めたりします。
- ⑤振り返り：分かったこと、理解が深まったこと、発見したことなどを発表し合うことを通し、学びを確認し合い、共有し合います。最後に、ファシリテーターは、特に大切にしたいことを説明したり、新しい課題を指摘したりします。

◎体験的な活動には、参加体験型学習、擬似体験活動、様々な人々との交流活動等が考えられます。これらの学習活動では、人権問題と自分とのつながりに気づかせたり、コミュニケーション能力、共に考えようとする態度、社会参加への意欲を高めたりする場面を設けるなど学習展開を工夫します。



1：幼児期

遊びを中心とする生活の場で、自分を大切にする感情とともに、他の人のことも思いやることができるような社会的共感能力の基礎を育むという視点が必要です。

2：小学校1～3学年

生活体験に基づく「気づき」から想像力や認識力に訴えて深い理解に導くような配慮が必要です。また、絵本やお話の本などを活用することで、想像力を育てることも大切です。

なお、情報機器の扱いを始める年齢が早まってきている状況をふまえ、情報モラルの基礎を培うための指導を行うことも必要となります。

3：小学校4～6学年

知的理解が抽象的なものに止まらないためにも、体験的な学習を併用して、具体的な人権問題を直感的に「おかしい」と認知する感性の育成を図ることが求められます。

また、書き言葉による不特定多数とのコミュニケーションに興味・関心を寄せ始める時期でもあることから、情報モラル教育の充実を図り、インターネットによる人権侵害等の課題について、理解の促進を図ることが重要となります。

4：青年初期（中学校段階）

生徒の自己肯定感を育てるとともに、多様な生の在り方や様々な価値観を持って生きる他者の存在を、知的にも感覚的にも受容できるように導く学習が求められます。

また、パソコンや携帯電話等の機器を個人で所有し、操作知識に熟達した者も多くなることから、インターネットによる人権侵害等の加害者・被害者とならないための判断力を身につけさせるよう、情報モラル教育の一層の充実を図ることも重要です。

5：青年中期（高等学校段階）

この時期には、様々な人権教育が可能です。しかも、多くの生徒にとって系統的・計画的な人権学習のための最後の機会となることも考えなければなりません。あらゆる場と機会をとらえて、人間としての生き方を真剣に考えさせ、就労観を育成するキャリア教育等との連動も考慮に入れて、積極的に人権教育に取り組むべきものです。

また、パソコンや携帯電話等の機器を個人で所有し、操作知識に習熟した者も多くなることから、インターネットによる人権侵害等の加害者・被害者とならないための判断力を身につけさせるよう、情報モラル教育の一層の充実を図ることも重要です。

（指導等の在り方編P30 抜粋）



● 【第三次とりまとめ】では、効果的な学習教材の選定・開発について、次のように示しています。

○人権が尊重される社会づくりを自らの問題としてとらえ、自ら考えることができるようにするなどの教育効果を高めるため、身近な事柄を取り上げたり、児童生徒の興味・関心をいかしたりするといった教材の内容面での創意工夫を行う。このことは、身近でない課題を取り上げないということの意味するのではない。子どもたちの日常を超えた、社会全体や地球全体に関わる課題を取り上げることによって、逆に身近な課題についての認識が深まり、人権問題と自らとのつながりが見えてくることも考えられる。

○生命の大切さに気づくことができる教材、様々な人権問題に気づくことができる教材、それぞれの人権問題を深く考えるための教材、自分自身を深く見つめることを意図した教材、身の回りの世界や周囲の人々との関わりを問い直すための教材、コミュニケーションのとり方や自己を的確に表現する技能を学ぶ教材など、多様な教材の選定・開発が望まれる。

(指導等の在り方編 P25)

【参考】 効果的な教材の例

(項目のみ紹介 詳細は「指導等の在り方編」P25 参照)

- 1 地域の教材化
- 2 外部講師の講話やふれあいの教材化
- 3 生命の大切さに関する教材
- 4 保護者や地域関係者と共に作る教材
- 5 視覚教材など児童生徒の感性に訴える教材の活用
- 6 小説、詩、歌などの作品の教材化
- 7 同世代の児童生徒の作品の教材化
- 8 歴史的事象の教材化
- 9 教材を通して、よりよい出会いをつくるための教材
- 10 情報交換できるシステムの活用

◎これからの人権教育は、学習教材の選定・開発とともに、教師のファシリテーター（学習促進者）としての役割が必要です。

ファシリテーター：知識の一方的な伝達に止まらない、創造的・生産的な活動を保障する進行役。児童生徒一人一人が、それぞれ異なった豊かな経験・知識・技術・アイディア・関心・可能性を持っていると信じ、参加体験型学習等を通じて、児童生徒の持っている豊かなものを引き出そうとする。

参考資料：効果的な教材や学習内容の例

※全校で取り組む「あいさつ運動」

- 児童会・生徒会を中心にあいさつ運動を行う。
- ・あいさつについて考え合う討論集会を企画したり、あいさつをうまく返せない友だちの気持ちを考える学習を設定したりするなど、取組の過程や経過を大切にする。
- ・PTAや地域の人たちの参加・協力も求めていく。
- ・学校、家庭、地域が協働して、人権教育を推進するための環境の下地となる取組である。

※全校で取り組む人権を尊重した環境づくり

- 人権にかかわるポスター、標語づくりを行い、校内に掲示するとともに、地域への啓発に活用する。
- 全校児童生徒のメッセージを集め、「あいさつの木」「ありがとうの木」等の名前で掲示する。
- 外国の文化を知るコーナーを設置したり、外国語のあいさつの言葉を児童玄関に掲示したりする。
- 地域・保護者参加の授業参観等の機会をとらえ、人権に関わる学習を行い、理解を広げる。

※いじめをなくすために効果のある取組事例

- 自分の名前について調べて、自分や友だちのかけがえのなさに気づき、自尊感情をはぐくむ。
- 道徳科の授業で絵本「私のいもうと」を扱い、いじめ問題について考え合う。
- 読み物道徳資料「英子の日記」とソーシャルスキルトレーニングを統合した取組。

※生命の大切さに関する教材の例

- 難病になったり震災等の被害にあったりした同世代の児童生徒の作文の学習から、医療関係や消防署等で救命活動に直接関わる人々の講話・体験談を聞く学習へ発展させる。
- 保護者、助産師等の協力を得ながら自分史写真絵本を作成するとともに、いじめや病気などを乗り越えた人の生き方に学ぶ。

※個別の人権課題への取組事例

- いじめ・暴力の元被害者、被差別部落出身者、ハンセン病元患者等、人権問題の当事者との出会いを大切に、生き方に学ぶ学習を行う。
- ニュースポーツやパラスポーツの体験活動を契機として障がいへの理解を深める。
- キャリア教育と関連を図り、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、のびやかに自分の将来の仕事について考える。
- 外国籍児童生徒の保護者との料理等を通じた交流活動を通じて、多文化共生の理念を体得する。
- 養護教諭と連携し、エイズ教育を推進する。
- 社会科の授業からスタートし、アイヌの人々の生活や文化の歴史、部落解放や女性の地位向上をめざす運動など様々な人権について発展的に学習する。
(参考:「あけぼの」(長野県同和教育推進協議会編))

※福祉関係施設等での交流・ボランティア体験

- 障がい者や高齢者施設等の訪問に先立ち、関係者等の協力を得て、車椅子体験や点字・手話の学習など、訪問先に応じた事前学習を行い、訪問の効果を高める。
 - ・訪問後の振り返りの学習を大切に、自己変容・実践的態度に結びつける。
 - ・学校へ招待しての交流、地域の高齢者宅訪問等の学習も考えられる。

※保育所・幼稚園との交流と保育実習体験

- 児童生徒の発達段階に応じ、校区の保育所・幼稚園へ出かけ、保育実習の体験活動を行う。
 - ・自分が必要とされる存在であることを確認し、自己肯定感を高める、自分自身の幼少の頃を振り返り、自分の成長を支えた様々な方の支援があったことに気づく、労働の苦労や責任、喜びについて実感する、自分が親になる時の子育てのイメージを養う等の効果を期待できる。

※参加体験型学習の教材例

- 子どもの権利条約のカードを、ランキング(順位づけ)し、自他の権利を守るために自分のできることを考える活動。(権利条約のカードを英文にしたり、権利条約のコマーシャルビデオを作成したりする取組も考えられる。)
- 人権に関わる様々な写真の半分にしたものを学習者に配り、写真の全体をイメージしてから、もう半分を持っている相手を探す。自分の持っている固定観念に気づきながら、様々な人権問題と出会う活動。
- 問題やトラブルが生じたときに、攻撃的になったり我慢したりするのではなく、相手に自分の思いが伝わるように話すにはどうしたらよいかロールプレイで考える活動。
- パソコン等で個人情報の入った仮想のWebページを閲覧し、これをインターネット上で公開することによる利点と問題点について考え合う活動。



- 人権教育を通じて育てたい資質・能力は、知識的側面、価値的・態度的側面及び技能的側面の3つの側面として捉えることができます。学習指導にあたっては、教科等の指導内容の関連づけや、学年間・学校段階間の系統性を図りながら、これらの育てたい資質・能力の育成を総合的に位置づける必要があります。
- 一方、各教科等には、学習指導要領に示された目標やねらいがあり、この目標やねらいを達成することが求められます。

そこで、人権教育をどのように位置づけ、実践するかについては、工夫・検討が必要です。人権教育の位置づけや実践を明確にするために、学習指導案では、次のような記述例が考えられます。

項目例	工夫したい点
指導案名	・「社会科学習指導案（人権教育）」というように、各教科等の目標やねらいを明確にするために、各教科等の名前を明示した指導案名にします。
「人権教育とのかかわり」	・主題設定の理由・単元設定の理由には、ねらいについての教師の考え方、児童生徒の実態と教師の願い、教材・題材を取り上げた意図及び指導の方策等を記述しますが、そこに（学校が全体計画に示した）人権教育で育てたい資質・能力の観点からも記述します。 ・「人権教育とのかかわり」という項目を別に設けて記述する方法もあります。その場合、以下の「人権教育の視点」「人権教育にかかわる配慮点」との整合性を大切にします。
「人権教育の視点」	・本時のねらいや学習内容、指導方法と、各学校の人権教育で育てたい資質・能力がどう関連しているかを明確にするために、「人権教育の視点」というような項目を、本時の主眼と別に設ける方法があります。主眼の内容と「人権教育の視点」が一致する場合には、主眼のみにすることもできます。
「人権教育にかかわる配慮点」	・「人権教育の視点」を受けて、人権教育で育てたい資質・能力を育成するための学習内容や指導方法、児童生徒や環境等での人権上の配慮等を、展開の中に具体的に記述します。

道徳科の学習指導案では（項目例）

道徳科指導案（人権教育）

主題名

教材名

主題設定の理由（人権教育とのかかわり）

ねらい

人権教育の視点

指導上の留意点

展開 ◇ 人権教育にかかわる配慮点

社会科の学習指導案では（項目例）

社会科学習指導案（人権教育）

単元名

単元設定の理由（人権教育とのかかわり）

単元の目標

単元展開（指導計画）

本時案

(1) 主眼

(2) 人権教育の視点

(3) 指導上の留意点

(4) 展開 ◇ 人権教育にかかわる配慮点

第5学年 道徳科学習指導案(人権教育)

1 主題名「希望と勇気をもって」 A(5)希望と勇気, 努力と強い意志 (1 時間扱い)

2 教材名「これがぼくの足」(信濃教育会出版部「わたしたちの道5」第六版)

3 主題設定の理由

道徳的 価値	一人の人間としてよりよく生きていくためには、自分自身を高めていこうとする意欲をもつことが大切である。そのためには、より高い目標を設定し、その実現を目指して勇気をもって困難や失敗を乗り越え、努力することが重要である。
児童の 実態	先人や著名人の生き方に触れて憧れたり、自分の夢や希望を膨らませたりしている。一方で、思うように結果が出ないと、すぐにくじけてあきらめてしまう姿が見られる。
教材の 活用	丸山選手がパラリンピックの大会でゴールした場面を追究の中心場面とし、希望をもつことの大切さや、困難を乗り越える人間の強さについて全体で追究することで、目標を立て、努力することの意義やよさを考える。

4 人権教育とのかかわり

- パラリンピックの概要について理解する。(知識的側面)
- 障がいに対して偏見をもつことなく、互いの人権を認め合おうとする。(価値的・態度的側面)
- 他者の痛みや感情を共感的に受容し感じ取ることができる。(技能的側面)

5 ねらい

自己を高めるための目標を設定し、その達成を目指して希望と勇気を持ち、困難があってもあきらめずに努力してやり抜こうとする心情を育てる。

6 人権教育の視点

- ・ 左足を失った丸山選手の心の痛みに寄り添うことで、共感的に受容できるようにする。
- ・ 障がいの有無に関わらず、困難を乗り越える人間の強さについて語り合い、困難に立ち向かい精一杯生きていくことの大切さに気付くことができるようにする。

7 指導上の留意点 (略)

8 展開

◇人権教育にかかわる配慮点

段階	学習活動	○発問 ・ 予想される児童の反応	教師の指導 評価の視点	時	備考
導入	1 自分の立てた目標について取組を振り返る。	○自分はどのように取り組んでいますか。 ・すぐにあきらめちゃった。 ・順調であれば頑張れるけど、一度躓くと嫌になっちゃう。	・アンケート結果を表示して、他者との共通点や相違点、学級の傾向を確認できるようにする。 ◇どの意見も受容的に受け止める。	5	ICT アンケート 機能
	くじけそうになったとき、自分を支えてくれるものは、何だろう。				
展開	2 提示された映像を見て、思ったことを出し合う。	○映像を見て気づいたことを出しましょう。 ・スキー選手だ。 ・パラリンピックかな。	・映像を提示する。 ◇パラリンピックについて説明する。	5	ICT 活用
	3 教材を読み、考え合う。	○直也は、アルペン競技の練習にどんな気持ちで臨んだのでしょうか。	◇他者の意見を真剣に聞く姿を認める声がけをする。	10	



歩調を
合わせて

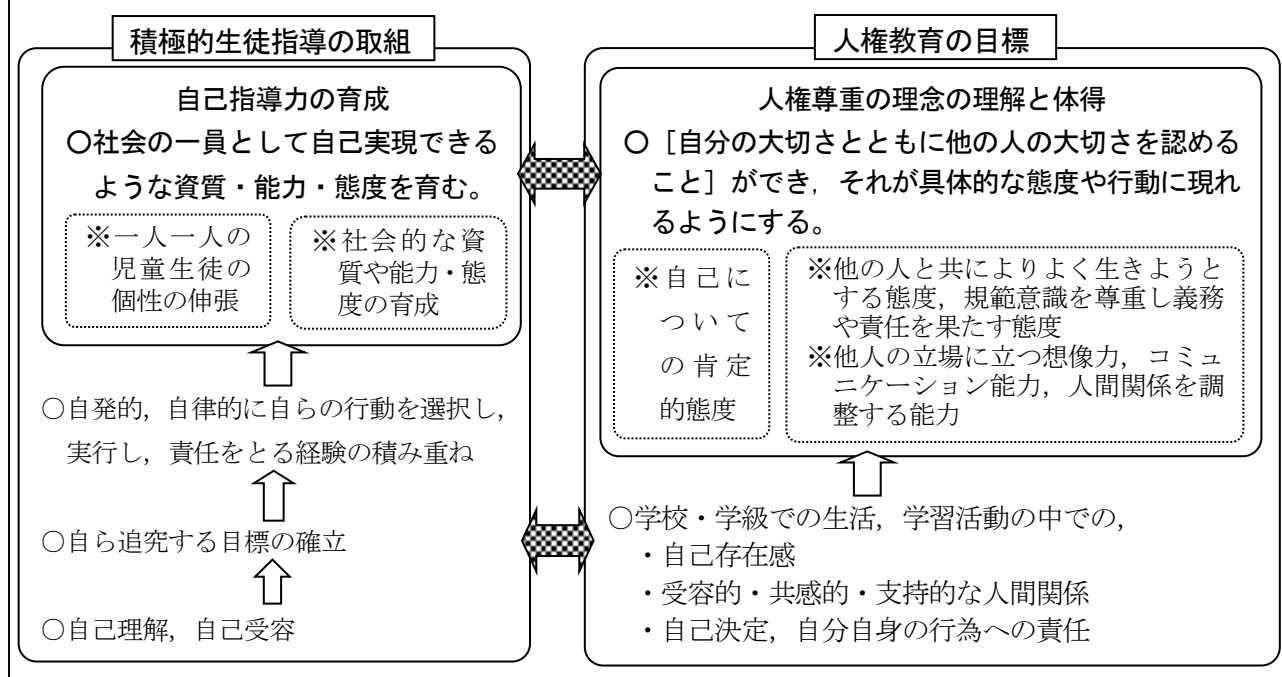
● 人権尊重の理念に立った生徒指導の取組

学校における生徒指導は、「個々の児童生徒の自己指導力を伸ばす積極的な面」にその本来の意義があるといえます。

児童生徒の自尊感情の醸成、受容的・共感的・支持的な人間関係の育成、自己決定力や責任感の育成等を内容とする人権教育の取組についても、「積極的な生徒指導」の取組と歩調を合わせて進めることで、多様性を包み込む学校づくりに向けて、より大きな効果を上げることができます。

【参考】積極的生徒指導の取組と人権教育

(指導等の在り方編P13)



◆ 多様性を包み込む学校づくりに向けた取組例

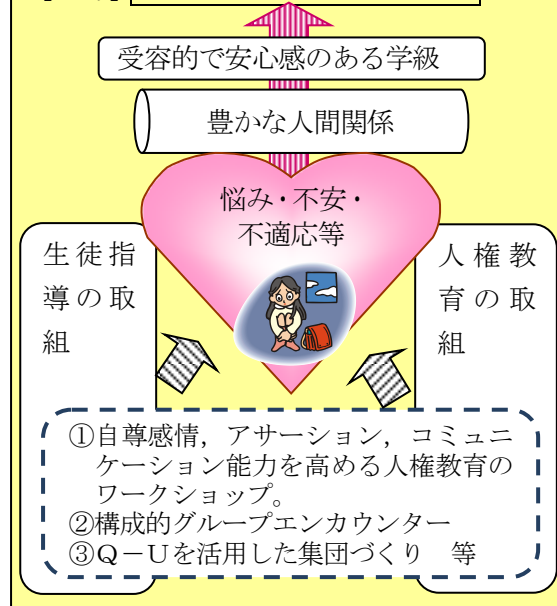
学級の友だちとうまくつながることができなかつたり、折り合えなかつたりする体験が重なると、自尊感情が低くなり、他者や集団に対してマイナスイメージをもち、人と関わることや集団の中で積極的に活動することに対し不安や抵抗感を感じてしまうことがあります。

自尊感情、アサーション、コミュニケーション能力等を高めるアクティビティ（明確な目的のもとに考えられた学習活動）を取り入れ、和やかな気持ちで友だちに受け入れてもらう体験をすることで、「もっと友だちと一緒に何かしたい」という気持ちを育て、実生活に生かすよう導きます。

Q-Uアンケートなどの集団の状況調査等を有効に活用し、集団や個人の状況を把握し、そこから必要なアクティビティを考えていく方法もあります。

また、受容的で安心感のある学級づくりのため、次のチェックリストで、日常的な指導や姿勢を見返します。

【参考】多様性を包み込む学校づくり



参考資料：多様性を包み込む学校づくりに向けた取組例

<人権尊重の視点から指導を見返す 8 ポイント> ～魅力ある学校にしていくために～

1 子どもたちの名前が大切にされ、丁寧に呼ばれていますか。

- ・明るいあいさつと笑顔で子どもたちを迎えている。
- ・呼び捨てや愛称ではなく、「さん」などをつけて呼んでいる。

2 出席者が全員そろっていることを確認して授業を始めていますか。

- ・授業者や子どもたちが欠席者・遅刻早退者・保健室利用者などを知っている。
- ・遅れて教室に入ってきた子どもや前日欠席していた子どもを温かく迎えている。

3 欠席している子どもの机上や机中、ロッカー等に心が寄せられていますか。

- ・授業で配付されたプリントや通信等が大切に扱われ、本人に届けられている。
- ・欠席した本人や保護者と電話などで連絡をとっている。

4 掲示物に子どもの作品や係分担などがあり、全員の子どもたちの存在が感じられるものになっていますか。

- ・子どもの活動の様子が掲示されたり、作品に教師のコメントが添えられたりするなど、温かい雰囲気づくりに心がけている。
- ・全員の名前が係分担などの中にある。

5 学級目標は子どもたちの願いから決められたものであり、その実現のための具体目標・個人目標がありますか。

- ・目標の実現に向け、具体的に活動することがわかるように支援している。
- ・目標を具現するための学級の話し合い活動や人間関係を育む支援がおこなわれている。

6 教師の意図と異なる発言や行動をする子どもに温かく接していますか。

- ・一人一人の発言を大切に受けとめている。
- ・子どもが真似をしてもいいような言葉かけや注意の仕方をしている。

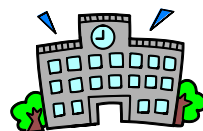
7 子どもたち一人一人のよさを把握し、それを子どもに伝えていますか。

- ・授業中、机間指導等で子どもたちのよさを認めている。
- ・短学活などで子どもたちが互いに認め合える活動が位置づいている。

8 空き教室や下足箱、放課後の教室などにも気を配り、子どもに寄り添った支援をしていますか。

- ・個人の持ち物や教室の物品が大切に扱われている。
- ・個人や学級のスペース、名札などが大切にされている。

人権教育の充実と学力向上 —効果のある学校effective schoolを目指して—



● 人権教育の取組は学力にも反映します。

一人一人の個性やニーズに応じた基礎学力を獲得するためには、学校・学級の中で、現実に一人一人の存在や思いが大切にされているという状況が成立していなければなりません。校内全体に人権教育の理念に基づく教育活動を行き渡らせることが、確かな学力を育む上で重要な視点となります。

◆ 効果のある学校とは？

人権教育の充実が、児童生徒の学力向上、民主的な学校・学級づくりなどの今日的な教育課題の解決につながることは、様々な実践研究から明らかになっています。[第三次とりまとめ]では、そうした実践を行っている学校を「効果のある学校」として次のように紹介しています。

『『効果のある学校』に関する研究が国内外で進められている。これらの研究では、『教育的に不利な環境の下にある児童生徒の学力水準を押し上げている学校』において、学力の向上と人権感覚の育成とが併せて追究されている点に注目しており、人権感覚の育成は、児童生徒の自主性や社会性などの人格的な発達を促進するばかりでなく、学校の役割の大事な部分を占めている学力形成においても成果を上げているとの指摘を行っている。』

(指導等の在り方編 P16)

◆ 効果のある学校の共通点として次のことがいわれています。

◇ 児童生徒をその背景まで理解する

・授業以外での子どもとの対話、課題のある子の家庭訪問等を大切にする。

◇ 一人一人を力づける集団づくり

・自分は必要な人間であることを実感させる取組をする。

◇ 基礎学力定着のためのシステム構築

・「教育的に不利な環境の下にある子どもたち」の存在を前提に、一人一人の学力を保障していく考えに支えられた学力定着のための工夫をする。

◇ チーム力を大切にする学校経営

・教職員同士の間でも互いを尊重する態度を大切にし、指導上の課題について互いによく話し合える環境をつくり、課題に対してチームで当たる。

◇ 地域・家庭と連携する学校づくり

・地域・家庭から協力を得るとともに、地域・家庭へ積極的に働きかける。

◇ リーダーシップの存在

・管理職を中心として、教務主任・研究主任・人権教育主任・生徒指導主事・学年主任等が責任を明確にして取り組む。



◎同和教育には、「教育的に不利な環境の下にある子どもたち」の学力保障に取り組んできた伝統があります。被差別の立場や困難な状況にある子どもたちとその家庭に寄り添いながら、共に悩み、考え、支える姿勢や取組が、今日的な課題解決に向けた取組と重なります。これからの学校・学級づくりにおいても、この精神をいかしていくことが大切です。

参考資料：人権が尊重される授業づくりの視点例

「授業がもっとよくなる3観点」を人権教育の視点から活用しましょう。

授業がもっとよくなる3観点



次の3観点を意識して、確認しながら
毎日の授業をしてみませんか。

ねらい(つける力)を明確にしましょう。

授業の流れにめりはりをつけましょう。

ねらいの達成を見とどけましょう。

1時間の授業では

はじめ

ねらいを明確に

学習問題(課題)を黒板等に
分かりやすく示しましょう。

めりはりをつけて

なか
(追究)

かかわって学
ぶ場面をつく
りましょう。



ねらいの達成を見とどけて

おわり

見返し

○ねらいを明確にする場面では、

- ・板書や個人カード等により学習問題や学習の手順を明確に示すことは、発達障がいのある子どもだけでなく、どの子どもにも学習の見通しをもたせ、安心感を与える。
- ・色使いに注意し、色覚にハンディのある子どもへの配慮をする。

○「かかわって学ぶ」場面では、

- ・いろいろな考えや思いがあることやその価値に気づかせる。
- ・誰もが安心して自分の考えを表現でき、しっかりと受け止められる雰囲気づくりを大切にする。
- ・発言しない子どもの考えも尊重し位置づける。

○「見返し」の場面では、

- ・思考過程や学習過程を認める。
- ・承認・賞賛・励ましの言葉をかけ、必要により個に応じた学習の改善方法を示す。
- ・次時に意欲的に取り組めるような状況づくりをする。

- ◇教職員の姿勢が学ぶ環境をつくる。
- ◇隠れたカリキュラム(教育する側が意図する、しないに関わらず、学校生活を営む中で、児童生徒が学びとっていくすべての事柄)を意識する。

- ◇グループ活動等での欠席者の机の扱われ方は？
- ◇休みがちな子どもも係として位置づいている

- ◇聞く姿勢は、他の人を大切にする初めの一步！

- ◇誤答を大切にする。
- ◇人を傷つける言動には毅然とした指導をする。

- ◇機をとらえて、休みがちな子どもへの担任の思いを語ることで、一人一人を大切にする教職員の姿勢を学級全体に示す。
- ◇子どもの作品や学習記録などが大切にされている教室環境にする。

授業をもっとよくするには、
学習環境を整えることも大切です。

●授業を始める前に

欠席者・遅刻者・保健室等利用者の確認をし、出席者全員がそろっていることを確認しましょう。

●授業では

返事や発言の仕方、聞く姿勢など授業ルールを確立しましょう。

積極的に声をかけたり、よい点を認めたりするなど児童生徒とのかかわりを大事にしましょう。

●授業のあとは

欠席した児童生徒へは、連絡帳等でおよその学習内容を伝え、配付物が届くようにしましょう。



多様性を包み込む学校づくりに向けて、すぐに始められることです！



- 人権教育を進めるに当たっては、まず、教職員自身が人権尊重の理念を十分認識することが大切です。次の3つの視点で年間研修プログラムを作成し、これに沿った研修を進めるとよいでしょう。

①児童生徒の理解や教職員の人権感覚に関すること

- ・児童生徒の現状と課題の共通理解
- ・集団づくりのための取組
- ・隠れたカリキュラムを意識した教職員の姿勢の見直し、人権に配慮した環境づくり 等



②指導に関すること

- ・児童生徒の主体性を尊重した指導方法について
- ・道徳科における「生命の重さ」「公正・公平・社会正義」「国際理解」などの人権と重なる内容の指導方法について
- ・総合的な学習の時間における「体験的な学習」の指導方法について 等

③家庭・地域との相互理解に関すること

- ・人権教育の授業公開や講演会
- ・参加体験型ワークショップの実施
- ・関係諸機関とのネットワークの構築 等

職員会の時間の中に、短時間であっても位置づけるなど、時間確保を工夫します。



参考資料：年間教職員研修プログラム（例）

前期	○児童の実態把握と支援体制について （生徒指導係・特別支援教育コーディネーターと協力して実施） ○Q-Uの実施方法について（生徒指導係と協力して実施、専門家・実践者の招聘） ○個別の人権課題について（同和問題を学ぶフィールドワークまたは校区内の福祉施設見学）
中期	○校内ファシリテーター研修会 ○児童虐待対応のための研修会（生徒指導係・養護教諭と協力して実施） ○児童生徒・教職員向け講演会（いじめ・暴力未然防止のための人権教育講師派遣事業の活用） ○公開授業・実践発表会への参加報告 ○人権をテーマにしたPTA講演会（テーマ：子育てと人権～虐待を防ぐために～）
後期	○学級づくり・集団づくりの取組について研究協議 ○中学校区内の人権教育の取組状況の報告

- ◆ 教師には、知識の一方的な伝達に止まらない、児童生徒の創造的・生産的な活動を保障する進行役（ファシリテーター＝学習促進者）としての働きかけが望まれる場合があるので、そのための研修も工夫します。

参考資料：参加体験型のワークショップの研修（例）

○人権教育担当者がファシリテーターとなり、校内の教職員の参加を得て校内研修を実施

- ①コミュニケーションスキル～聴いてもらおうと気持ちいい～
- ②自尊感情を高める～あなたのよいところさがし～
- ③価値の多様性に気づく～ランキング～
- ④先入観に気づく～フォトランゲージ～

（実践編P83）

参考資料：

＜教職員の人権感覚チェック＞

授業等で配慮したいポイント例

- ☐ 子どもに新たな外傷を見つけたら、虐待やいじめの可能性を考えてみるようにしている。
- ☐ 子どもたちが決めたことであっても、体罰や恥ずかしい思いをさせるような「きまり」は教師の指導でやめさせている。
- ☐ 特定のおかずを自分だけ多くしたり、他の子どもに多くよそったりしていることに気づき注意する。
- ☐ 子どもによって異なる呼び方をしたりしない。（さん・君で呼ぶ子どもと、呼び捨て等で呼ぶ子ども）
- ☐ 忘れ物が多い子どもには、家庭の事情に原因があるかもしれないので、理由をよく聞くようにしている。
- ☐ 間違いのおかげで互いの理解が深まったと子どもたちが感じる授業を心がけている。
- ☐ 人を傷つけるような言動には、授業を中断しても機を逃さず指導している。
- ☐ 特定の子どもに対する嫌がらせ、仲間はずし、失敗や間違いに対する冷やかしの言動を見逃さない。
- ☐ 「また…か」「いつも…だ」などと、子どもを固定的・断定的に見た言い方はしない。
- ☐ 職員間で問題行動の情報交換だけでなく、良い行動を知らせ合うことも行われている。
- ☐ 体罰は人権侵害であり、法律違反であるという共通認識ができている。
- ☐ 人権への配慮に欠けた言い方や掲示物等の問題に気づいたときには、職員同士でも自然に指摘し合える共通理解・職員関係ができている。
- ☐ いじめ等の問題が起きたとき、報告・連絡・相談・確認が迅速に行われ、解決に向けて全校体制で組織的に取り組めるようになっている。
- ☐ 「あの国籍の子は…」「あの地区の子は…」「あの学級の子は…」などと、個人の問題を国籍や地区、学級など、全体の問題のように言うことの問題性を認識している。



【参考】 人権教育と道徳教育

島恒生（畿央大学教育学部教授）

人権教育と道徳教育の関係を考えるとき、共通点と相違点は何かといった議論が多い。私は、そうではなく、人権教育の中で道徳教育の果たす役割は大きく、道徳教育の中で人権教育の果たす役割は大きいと考える。つまり、それぞれにおいて、互いに重要な役割をもっていると考ええる。

道徳教育の目標は道徳性を養うことである。道徳性とは、学習指導要領では、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度、習慣などとされている。

例えば、一人の人間を、海に浮かぶ冰山と考える。海面上で見えているのが、行いや行動の部分と考える。一方、海面下で見えない部分は、心の中である。道徳性は、この部分に相当する。私たちは、日々、様々な場面で、この道徳性という、自分の原理に基づいて行いや行動をしている。言い換えれば、行いや行動の根拠となる見方、感じ方、考え方、その人の価値感や生き方ということである。この道徳性を、豊かにしようというのが、道徳教育であり、道徳の時間である。

例えば、困っている友達に「どうしたの」と声をかける子どもの心の中は、「先生から、言われているからな」「〇〇さんには、前に助けてもらったからな」などと考えている子どももいるだろう。これは、いわゆる「他律」と呼ばれる。大人でも、自分の損得を考えて行動する他律的な場合は多くある方。一方、「ここで助けなかったら、自分はどう思われるだろうか」「ここは助けるべきだ」などと考えるのは、他律と自律の間の「社会律」と言われるものだ。周りの目を気にしたり社会的な規則を絶対的に考えたりして行動するというもので、人の目を特に気にする小学校高学年や中学生の考えはこれに当たる。しかし、これも、大人にも多くある。「よい人だと思われたい」「みんなと同じようにしておけば無難だ」という考え方だ。これに対して、「つらそうにしている。放ってはおけない」「〇〇さんは親しい友達ではないけれど、困っているのだから」「助け合える集団でありたい」と、他者や社会からの称賛や非難ではなく、自分の考えに従って判断するのが「自律」だ。他律から自律へと成長を促すのが、道徳教育であり道徳の時間である。

さらに、「親切は互いに温かい心になるんだ」「相手の思いを自分に置き換え、自分ならこうして欲しいだろうなと思うことをすることが大切なんだ」「でもそのとき、自分だったらこうして欲しいと思うが、相手の思いや状況を考えて、果たしてこれで本当によいかと考えることが大切なんだ」「自分は本当に相手のことを考えているのか。相手にすまないという思いをさせてしまっていないか」などと、人間としてのよりよい生き方なり方を自分とのかかわりで考えることも、道徳性の育ちであり、道徳的価値の自覚と呼ばれるものである。これを発達段階に応じてはぐくんでいくのも、道徳教育であり道徳の時間だ。

このように考えると、道徳教育や道徳の時間は、「親切」「正直」という行いや行動、つまり冰山の見えている部分を単に教えるものではないのである。道徳性を養い、自分の「生き方」を見つめる、つまり心の部分を豊かにしようとするものである。

なお、今回は、二つに整理したが、この考えは、道徳心理学者のコールバーグの「形式」（他律や自律といった考え方の枠組み）と「内容」（考えている価値内容）の二つの側面に相当するものである。この二つを、道徳教育は「体験」を通して、道徳の時間は「考え合い」を通してはぐくむのである。

人権教育は教育活動全体で行われる。その中でも、道徳性を育てることは、とても重要ではないだろうか。なぜなら、差別の問題に対する向き合い方を、他律から社会律、自律へとはぐくむことは重要である。また、差別をなくす行いや行動を支えているのは、その人の価値観や生き方、つまりは道徳性を根拠としているからである。

差別をなくそうと生涯をかけて生きた人たちや力を合わせて差別を乗り越えた人たちは、どのような考え方や生き方をしようとしたのか、それは自分の考え方や生き方とどこが同じでどこが違うのか、自分はどんな生き方をしていきたいと考えるのか、これらをじっくりと考え合う。まさに、道徳教育や道徳の時間がその役を担っているのである。

一方、道徳教育や道徳の時間にとって、人権教育の視点はとても重要である。

ある校内研修でのこと。自分の命は、お母さんのお腹の中で大事に育てられ、生まれてからも多くの人たちによって支えられてきたことを考える小学校の道徳の時間だった。授業の最後に、担任は、「お母さんからの手紙だよ」と、一人一人の子どもに手紙を渡そうとした。その瞬間、周りの教職員がざわついた。クラスに、お母さんがいない子が一人いることを知っていたのだ。まず、このざわつきが素晴らしい。一人一人の子どものかたちを、担任以外のみんなも知っているのだ。みんなの目は、その子どもに釘付けになった。

彼女は、じっと手紙を読みながら、涙をこぼし始めた。実は、この授業に当たって、担任は家庭訪問をして、父親と祖母に授業の趣旨を伝えた。父親と祖母は了解し、母親の連絡先のメモをくれた。担任は、となりの県まで出かけ、今は離れて暮らす母親と会い、本時が実現したということであった。

手紙を読み終わった後、彼女はにこっと笑いながら、教室の後ろを振り返った。担任は、教室に父親と祖母を招いていたのである。

もちろん、今回のケースが、すべてに当てはまるものではない。しかし、彼女にとって、自分の命の重さや温かさを心から感じることはできただろう。彼女の生涯にわたる生き方を支える授業であり、まさに、一人一人の子どもをしっかりととらえる人権教育の視点があるからこそその授業であると感じた。人間としての生き方を考える教育には、授業や教材の分析をはじめとし、人権教育の視点は欠くことができないものである。

道徳性は、社会性を内包しつつ、それを越えるものである。つまり、道徳性や道徳の時間は、社会性を身に付けるだけでなく、自分も相手も大切にしながら、自分らしい生き方をはぐくむことをめざすものである。

人権教育における道徳教育の役割、道徳教育における人権教育の役割を、しっかりと考え、実践していくことが求められている。

（全国人権教育研究協議会 月刊「同和教育であい」No. 586）